

經濟産業省 説明資料

1 経済産業省特定業種石油等消費統計調査（基幹統計調査）の変更

（1）報告を求めするために用いる方法

調査組織について、従前の「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」から「経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者」に変更する。

（論点）

<① 調査組織（調査系統）の変更関係>

1 現在の調査系統が、調査対象によって「経済産業省－経済産業局－報告者」及び「経済産業省－報告者」と2系統となっている理由は何か。特に、地方支分部局である経済産業局の役割は何か。また、今回の変更で、地方支分部局経由の調査系統を廃止することは問題ないか。

<回答>（別添1参照）

基本的に経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査。以下「生動調査」という。）の経由区分に準じ、経由区分は、経済産業局経由と経済産業本省直送の2系統に分けられており、おおまかに、中規模の事業所を経済産業局経由、大規模の事業所については本省直送として、調査を実施している。

ここで、経済産業局の調査系統としての現在の役割は、基本的に調査票の配布・回収業務のみとなっており、当該業務は、今後、民間事業者に委託することとしているため、経済産業局経由の調査系統を廃止することについては、特段問題ないと考えている。

2 本調査の民間委託に当たって、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意する必要があるとされている、①統計の品質の維持・向上、②報告者の秘密保護、③信頼性の確保等及び④民間事業者の履行能力について、どのような対応を考えているのか（経済産業省において、現在、調査業務を民間委託している統計調査として主にどのようなものがあるのかなども提示いただきつつ、ご説明願いたい）。さらに、民間委託を前提として、事務作業等を的確に実施する観点から、工夫等を行っていることはないか。

<回答>

民間事業者に委託するにあたっては、業務内容や審査方法等のノウハウの十分な伝達が重要となると考えている。そこで、ノウハウの伝達に資する正確で理解しやすい業務マニュアル・審査マニュアル等を作成し、民間事業者に提供するとともに、民間事業者の相談に対してもきめこまかく対応するなど、業務全体が適切かつ円滑に行われるよう十分なサポートをしてまいりたい。また、業務移管後、当分の間は、資源エネルギー庁と調査統計グループとが綿密な連絡体制を築き、逐次相談しながら民間事業者を支援してまいりたい。

①統計の品質の維持・向上

- ・結果精度に大きな影響を与える集計作業については、毎月公表前に国主催のもと審査会を開き慎重に検討することにより、統計の品質の維持・向上に努めてまいりたい。具体的には、集計結果について、対前月比など過去のトレンドに照らして合理的な値となっているか、集計事項間に相関関係がみられるものについては、妥当な関係を保

っているかなどを確認してまいりたい。

②報告者の秘密保護

- ・本業務に係る仕様書に、情報セキュリティ上安全に隔離された作業場所の確保、コンピュータウィルス対策等コンピュータ端末に係るセキュリティ対策の徹底などの情報保護環境整備について明記するとともに、受注した事業者には情報セキュリティ規程を速やかに作成させ、提出させることとする。
- ・本業務に携わる全ての者に対し、守秘義務の周知徹底を図るよう受注事業者には十分指導することとする。

③信頼性の確保

- ・資源エネルギー庁長官名による調査協力依頼文の発出、調査票、記入要領、送信・返信用封筒への調査実施官署名の掲載などによって、引き続き国が実施する統計調査である旨、しっかり表明していくことで本調査の信用度の確保に努めてまいりたい。

④民間事業者の履行能力の確保

- ・仕様書に、セキュリティ対策上求める事項、個々の月例業務の具体的処理事項、処理手順、処理上の注意点など業務上必要な観点を漏れなく明記した上で、入札を総合評価落札方式とすることにより、応札した事業者の業務遂行能力を十分評定し、選定してまいりたい。

また、事務作業等を的確に実施する観点から工夫等を行っている点としては、審査・集計業務には、現行と同じ手法を用いて行うことで、安定的に業務を遂行していける環境を確保していくこととしている。

なお、現在、当省において民間委託を活用している月次の基幹統計調査には「石油製品需給動態統計調査」がある。その他にも、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき民間委託により実施しているものとして「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査）がある。

また、移管先である資源エネルギー庁総合政策課では、既に民間委託によって「エネルギー消費統計調査」（一般統計調査）を平成20年度から毎年実施しており、民間事業者を活用した調査ノウハウの蓄積がある。

以上のことから、本調査においてもこれらのノウハウも十分に活かしてまいりたい。

3 現在の調査の実施スケジュール（調査票の配布・回収、督促、審査、集計、公表等）はどのようになっているのか。また、今回の変更案において、地方支分部局経由の調査を廃止し、かつ民間事業者を活用することとしている中、調査の実施スケジュールはどのようになるのか。さらに、月次調査の即時性の観点から、公表の早期化の余地はあるか。

<回答>（別添2参照）

これまで、経済産業局経由の対象事業所（報告者）は経済産業局長に、翌月10日までに調査票を提出し、経済産業局長は経済産業大臣に翌月15日までに提出することとなっていたところ、変更後は、経済産業局経由が廃止されるため、調査対象事業所から経済産業大臣に対して翌月15日までに提出をすれば良くなるため、一部報告者の負担が若干軽減されることとなる。この点以外については、調査実施のスケジュールはこれまでと変更

なく、同様のスケジュールにて調査を実施していく予定である。

公表の早期化については、本調査は法定提出期日（経済産業大臣に翌月15日）では全体の6割程度の回収率であり、統計精度維持のため、翌々月上旬まで督促を行い、回収率の維持を図っているところである。また、調査票回収後、最終データチェック、公表値確定、公表資料作成等、翌々月中旬の公表まで約5日間程度と、非常にタイトなスケジュールとなっているのが現状である。よって、調査実施体制や民間事業者の活用など、調査の実施環境が大きく変更されるこのタイミングにおいては、まずは、従前までと同等の統計精度を担保できるスケジュールの設定が大前提となると考えている。

一方で、当省としても月次調査の即時性の重要性は承知しているところであり、今後、民間事業者を活用した場合での本調査の実査ノウハウが蓄積された際には、改善できる点がないか検討してまいりたい。

4 調査実施部局を「資源エネルギー庁」に変更する理由は何か。また、これに伴い、具体的にどのようなメリットが期待できるのか。特に、第Ⅱ期基本計画において求められているエネルギーに関する統計についての体系的な整備等との関係で、今回の変更は、現在実施している他のエネルギー消費に関する統計との関係で、どのような位置づけや意味合い等を有することとなるのか。

<回答>（別添3参照）

資源エネルギー庁では、わが国全体のエネルギー需給の実態を定量的に明らかにする「総合エネルギー統計」を作成している。「総合エネルギー統計」は、エネルギー政策の立案やその効果の検証に資するとともに、国際エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告や、国連への温室効果ガス排出量の報告のための元データを提供する極めて重要な統計であり、本調査の結果は、この「総合エネルギー統計」を作成する上で欠くことのできない重要な構成要素（基礎データ）として活用されている。

ここで、第Ⅱ期基本計画において、資源エネルギー庁がエネルギーに関する統計についての体系的な整備を行うことを求められていることを踏まえると、同庁が既に所掌している「エネルギー消費統計調査」（一般統計調査）に加えて本調査を所掌することは、エネルギーを取り巻く諸情勢や統計ニーズの変化を的確に捉えた機動的な調査を実施することを可能にするとともに、将来、前述の体系整備を進める上でも望ましい体制となると考えている。

<② 第Ⅱ期基本計画に係る今後の展開関係>

1 第Ⅱ期基本計画では、平成26年度から、エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて引き続きデータの精緻化を図るための検討を行い、当該検討結果を踏まえ、平成29年度末までに、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について結論を得ることとされている。当該指摘事項に対応するため、平成26年度はどのような検討を行っているのか。また、今後どのような対応をしていくこととしているのか。有識者等から構成される研究会等の活用を考えているのか。さらに、平成29年度末に向けた今後の検討のスケジュールはどのように想定しているか（取組イメージが分かるように、現時点において平成27年度～29

年度の各年度に取り組むこととしている事項等を説明願いたい。)。

<回答> (別添4参照)

第Ⅱ期基本計画にあるデータの精緻化については、平成24年度の4回の有識者検討会、続く平成25年度の3回の有識者検討会により、エネルギー消費統計の更なる改善手法について検討してきた。当省においてその手法の有効性を判断した結果、結果精度の向上に有効であると確認できた、エネルギー消費量の未回答箇所に対する補完手法の向上やエネルギー消費統計のデータ分布構造に適した外れ値排除手法の適用などについて、順次、調査に反映させてきており、検討会において、総合エネルギー統計に組み込む上での諸課題については有効な改善が進んでいるという一定の評価を得ている。

これまでの検討結果を踏まえ、平成26年度においては、更なる改善の可能性を検討するため3回にわたり有識者をまじえた検討会を開き、時系列で見たときの数値の振れの安定化、燃料種別ごとにみられる標本誤差の低減化、より適正な標本設計を目指した層区分の見直しに向けた検討等を行った。

今後の対応としては、一次統計としての更なる精緻化と、サンプル数の増加を抑えた、より適正な標本設計方法の確立の両立を基本方針として、検討結果から導き出された上記各手法の具体的な適用に向けて、技術的な詰めを行ってまいりたい。そのためには、引き続き検討会の場を設け、主に統計理論、統計実務に精通した有識者の知見を活用して詳細かつ技術的な対応策をまとめてまいりたい。

この様に、まずは一次統計としてのエネルギー消費統計の精緻化を着実に進め、更にこれを総合エネルギー統計に組み込むことにより、エネルギー統計体系の整備を着実に進めてまいりたい。更に、エネルギー消費統計を組み込んだ総合エネルギー統計の精度等を検証しつつ、基幹統計としてあるべき範囲等について、エネルギー・環境分野の施策立案のための重要な調査・分析ツールとなるよう、引き続き検討を進めてまいりたい。なお、平成26年度から平成29年度までの作業工程については、現時点では次のように考えている。

- 26年度 ・本調査（基幹統計調査）の所管替え（移管）のための統計委員会諮問
- 27年度 ・本調査の業務移管（28年1月調査分から）
 - ・エネルギー消費統計調査の精緻化のための分析・研究
 - ・エネルギー消費統計調査結果（25年度実績）を総合エネルギー統計に組み込み、組み込み結果を分析・検証
- 28年度 ・本調査とエネルギー消費統計調査との関係整理、両調査のあり方についての検討
 - ・エネルギー消費統計調査結果（26年度実績）を総合エネルギー統計に組み込み、組み込み結果を分析・検証
 - ・基幹統計としてあるべき範囲の判断



検討継続

第Ⅱ期基本計画上の課題に対する結論を決定（29年度末）

(2) 調査対象の範囲①

調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲について、これまで、鉄鋼を生産品目とし、各種鉄鋼製品を生産する全ての事業所と記載していたものを、調査の実態に合わせて、別添のとおり、各種生産品目を生産する全ての事業所に変更する。

(論点)

- 1 現行の記載内容になった経緯等は何か。また、調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の範囲はどのような考えや基準に基づいて画定しているのか。
- 2 調査票第7号（鉄鋼）において、調査実態上で対象外とされており、今回の記載の変更により、明示的に調査対象外とされた事業所は、どのような事業所なのか。（具体的な生産製品や事業所規模等をご説明いただきたい。）また、これらの事業所について調査を実施しない理由は何か。

<回答>

本調査開始当初からこれまでの間、別表第1における調査票第7号（鉄鋼）の調査の範囲が、鉄鋼に関する全ての品目を対象とする誤った記載となっていた。

本調査が対象としている業種及び品目は、エネルギー多消費型のものを実査開始当初から想定している。

今回の変更により明示的に調査対象外とされた事業所が生産する「線類」や「铸铁管」などは、外部調達の素材を加工する鉄鋼加工製品に近い二次製品であり、他の鉄鋼製品に比べ、生産設備が小規模ですむため、エネルギーを多消費するものではない。よって、本調査の調査対象の想定外となる。

なお、調査票第7号（鉄鋼）は、本調査が開始される昭和55年以前から、生動調査の調査票「鉄鋼月報（その12）原材料その2」として調査をしており、その当時から、鉄鋼の二次製品や鉄鋼加工製品などについては対象外となっている。（生動調査において、鉄鋼の二次製品や鉄鋼加工製品については、「鉄鋼月報（その7）」の対象品目となっており、本調査の調査票第7号（鉄鋼）では生動調査の「鉄鋼月報（その7）」の対象品目について、全て対象外としている。）

以上のことから、調査の実態にあわせ、調査票第7号（鉄鋼）における別表第1の調査の対象範囲について、記載の訂正を行うものである。

(3) 調査対象の範囲②

調査計画（別表）において、調査票第9号（機械器具）の生産品目の「電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置」の記載を「電子計算機及び情報端末並びに電子応用装置」に変更する。また、調査票第1号（パルプ・紙・板紙）、同第3号（化学繊維）、同第5号（窯業・土石製品）、同第6号（ガラス製品）、同第8号（非鉄金属地金）及

び同第9号（機械器具）の調査の範囲の「従業者」の記載を「従事者」に変更する。

(論点)

1 機械工業の生産品目について「関連装置」の記載を「情報端末」に、パルプ・紙工業等の調査の範囲について「従業者」の記載を「従事者」に、それぞれ変更する経緯や理由は何か。また、記載を変更することにより、定義が変更したり、調査対象の範囲が変動したりすることはないのか。（経済産業省生産動態統計調査において変更した経緯や理由をもとに、ご説明願いたい。）。

<回答>（別添5参照）

生動調査の調査票「機械器具月報（その37）電子計算機及び情報端末」の名称にあわせて、調査票第9号（機械器具）の生産品目についても同様の記載に変更を行うものである。

「機械器具月報（その37）」については、平成26年調査の改正において、実態に即した品目のカテゴリ名称を見直したことに伴って、調査票の名称についても変更をしたものであり、品目の定義を変更したものではない。

なお、過去においても、生動調査の改正において調査票の名称等を変更したもので、本調査に該当する生産品目については、生動調査の名称に合わせて変更をしている。（本調査の平成14年改正において、生動調査の調査票「機械器具月報（その35）」、「機械器具月報（その37）」及び「機械器具月報（その38）」の名称変更にあわせ、調査票第9号（機械器具）の生産品目名称を「電子部品」及び「電子計算機及び関連装置並びに電子応用装置」に変更している。）

「従事者」への記載の変更については、生動調査において平成23年改正にて「従業者」から「従事者」への記載の変更を行っている。

本調査の対象事業所は、生動調査の対象名簿を元に整備を行っているため、本調査において「従業者」として把握をしている者は、生動調査における「従事者」と同様、実際にその品目の生産や管理等の業務に従事している者を対象としているため、他からの派遣労働者や出向者を含めたものとしているところ、現在、経済センサスなどで使用されている「従業者」の定義は、「対象事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与を支給されていない人は従業者に含めない」とされている。

そのため、本調査における「従業者」の記載が、他からの派遣労働者や出向者を除くものと受け取られてしまう可能性があることから、報告者及び利用者に対して、誤解を招かないようにするため、本調査においても適切な名称として生動調査と同じ「従事者」に変更をするものである。

2 統計審議会諮問第285号の答申（平成14年8月9日付け統審議第8号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計審議会諮問第285号の答申時において、検討課題として指摘された以下の事項に関し、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について検討する必要がある。

ア 地域別等の結果の公表

構造統計調査の中止により提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法、推計の基礎となるデータの所在等の情報を提供するなど利用者の利便を図るほか、補完的な資料として、動態統計調査^(※)の1年分のデータを活用することにより都道府県別、経済産業局別の集計結果を「石油等消費動態統計年報」で公表する必要があること。

(※) 本調査は、平成14年調査まで、年次調査の石油等消費構造統計調査と月次調査である石油等消費動態統計調査から成る調査であった。

イ 定期報告を活用した統計の作成

平成14年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年6月法律第49号)においては、製造業等のほかオフィスビル、大型小売店舗等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場又は事業場に対し、年1回のエネルギー消費に関する定期報告を義務付けており、この定期報告によりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要があること。

(論点)

<ア関係>

1 直近の「石油等消費動態統計年報」の概要はどのようなものか。また、同年報において、都道府県別及び経済産業局別エネルギー消費量に係る集計表は具体的にどのような形で公表されているのか。当該集計表の公表を引き続き実施することにより、エネルギー政策に関する施策の基礎資料として、どのような利用ニーズや有用性等が期待できるものと考えているか。

<回答> (別添6参照)

「石油等消費動態統計年報(以下、「年報」という。)」は、前年分の調査結果を取りまとめたものであり、例年6月頃に公表をしているものである。公表資料については、別添6として、平成25年年報を抜粋したものを御参照いただきたい。

都道府県別エネルギー消費量については、都道府県別に集計した燃料及び電力の消費量(年計)を本答申後の平成14年年報から公表しており、経済産業局別エネルギー消費量については、8つの経済産業局別にて集計した燃料、電力及び蒸気の消費量を年報だけでなく毎月公表をしている月報においても「地域別統計」として本調査開始時の昭和56年から公表をしている。

当該集計表の利用ニーズについては、県内の製造業におけるエネルギー消費の推移、県内の温室効果ガス排出量の推計などに活用がされていると承知している。

<イ関係>

1 本検討課題への対応が平成23年度からとなった要因は何か。
2 「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」とはどのようなものであり、直近の報告書の概要はどのようなものか。また、本定期報告を活用し、どのようなことが分かるのか。さらに、エネルギー政策に関する施策の基礎資料として、どのような

利用ニーズや有用性等が期待できるものと考えているか。

<回答> (別添7参照)

本検討課題については、平成14年当時から集計表を作成していたものの、本事業の契約形態の変更や、対外的に公表するにあたっての整理を検討する段階で調整等に時間を要し、(報告書としての)公表が平成23年からになったところである。

「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)規制の対象となる事業者から年1回提出される定期報告書等の内容を集計・評価・分析した結果を取りまとめるなど、省エネルギー推進のための環境整備を図る事業である。

本定期報告では、事業者が使用した1年度分のエネルギー及びエネルギー種などを把握し、整理しているため、当該データを活用することにより、業種ごとのエネルギー使用量の傾向を分析することが可能であることから、国としての措置(法執行など)をとる上での根拠としており、事業者の省エネ取組促進に活用できるものと考えている。

なお、省エネ法における定期報告は、上記のとおり年度ごとの報告(提出の法定期限は毎年度7月末日)であるため、月次調査である本調査への活用は困難である。

3 その他

<オンライン調査の推進について>

本調査は、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されているが、第Ⅱ期基本計画の別紙において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を(中略)導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。」とされている。上記の指摘事項に関する対応状況等について検討する必要がある。

(論点)

- 1 最近(3か年度)の調査票の回収状況(回収率、オンライン利用率等)は調査票ごとにどのようになっているか。
- 2 オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。その効果などはどうだったのか。また、調査票ごとの利用率等の現況を踏まえ、オンライン利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

<回答> (別添8参照)

最近3か年分の調査票の回収状況については別添7を御参照いただきたい。

毎年秋(10月)に、調査非協力事業所などを対象として調査票提出促進運動を実施しており、あわせて調査対象事業所に対してオンライン調査への切り替えを促しているところ、年々オンライン率が増加している傾向にある。

調査移管後においても、オンラインの利用促進を図っていくところであるが、特に、調査票ごとの利用率を踏まえると、「第6号調査票(ガラス製品)」及び「第8号調査票(非鉄金属地金)」の対象事業所は調査業種の中では相対的にオンライン利用率が低いため、従前からの取組である調査関係用品送付の際のオンライン調査システム利用リーフレットの

同封などはもちろん、更なるオンライン率向上に向け、重点的な取組を検討してまいりたい。

(以上)